

再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）

業務仕様書

令和4年5月

令和4年度 再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務仕様書

1 業務名

再生可能エネルギー導入可能性調査（再エネ導入目標策定支援）業務

2 業務の目的

本市では、昨年2月、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言」を岡山連携中枢都市圏構成市町と共同で宣言し、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしているが、その実現のためには、再生可能エネルギーの拡充が課題となっている。

そのため、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用し、長期目標としての2050年を見据えて、地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討する。

3 委託期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

4 委託金額

9,955,000円以内

（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

5 業務内容

概要は次のとおりとするが、詳細は契約の相手方と協議の上決定する。

（1）基礎情報の収集・現状分析

①再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査

再生可能エネルギーの種別※ごとに、環境省の再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ等を参照するとともに、再生可能エネルギーの主力電力化に向けた課題や、今後期待される技術革新も考慮し、単純な導入適正の有無ではなく、中期的（2030年まで）に導入適正があるか、あるいは長期的（2050年まで）に導入適正があるものかを評価し、地域の再生可能エネルギーの種類ごとのポテンシャルを調査する。

また、本市の自然・地理的環境及び社会的環境を踏まえ、導入可能と考えられる再生可能エネルギーについて、導入ポテンシャル及び導入可能性について調査する。

《※再生可能エネルギー種別（例）》

太陽光発電、バイオマス発電、風力発電、小水力発電、その他、本市の自然・地理的環境及び社会的環境を踏まえ、導入可能と考えられる再生可能エネルギー

②導入に当たっての課題の整理

（1）－①で整理した各種別ごとの再生可能エネルギーポテンシャルに対し、現状の発電容量、また導入が進んでいない課題を整理する。

③課題解決に向けての方向性の整理

（1）－②で整理した課題を踏まえ、各種別ごとの再生可能エネルギーの最大導入を

図るための方向性を整理する。

④森林吸収量の調査

本市は総面積の約7割を森林が占めており、森林吸収のポテンシャルを把握するための調査を行う。なお、CO₂排出量と森林吸収量の差し引きにより総排出量を求めるものとする。

(2) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

2030年及び2050年における温室効果ガス排出量の推計を行う。推計に当たっては、人口や経済などの将来の活動量の変化の想定及び排出削減に向けた追加的な施策等の導入を行わない場合の推計（BAU排出量と、ゼロカーボンシティ実現に向けた追加的な施策を導入した場合の2通りの推計）を行う。

(3) 再生可能エネルギー導入目標の設定

国の温暖化対策計画、及びエネルギー基本計画の見直し状況等を踏まえ、本市における温室効果ガス削減量の目標設定に資するため、複数の再生可能エネルギーについて2030年（中期目標）及び、2050年（長期目標）における導入目標値を設定する。

(4) ゼロカーボンシティ実現に向けたロードマップの検討

本市のゼロカーボンシティ実現に向け、2030年までの中期目標、及び2050年までの長期目標を達成するための具体的な取組を提案するとともに、再生可能エネルギーの拡充に向けたロードマップを作成する。

また、調査結果を基に、令和5年度に改訂する本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲載する全体的なロードマップに対しての助言も行う。

(5) 再生可能エネルギーの拡充等に向けた取組の検討

(1)－③で整理した再生可能エネルギーの最大限導入を図るための方向性を踏まえ、短期的（2026年まで）に導入を拡大するための施策、中期的（2030年まで）に課題を解決しながら推進していく施策、長期的（2050年まで）に導入を図るために研究・調査していく施策を検討し、地域再生可能エネルギーを拡充するための具体的な施策を提案する。

なお、地域再生可能エネルギーを最大限導入した場合でも、目標とする導入量を実現することが困難な場合は、他地域との連携により、再生可能エネルギーを調達する方策及びその課題の整理を行う。

①短期的に導入を拡大するための施策

短期的施策の検討に当たっては、「第2期津山市まち・ひと・しごと創成総合戦略」に掲げる本市の地方創生の取組を推進していく上での課題の解決、又は、「津山市第5次総合計画後期実施計画」に掲げる重点目標の達成に寄与するものを含めること。

②中期的に課題を解決しながら推進していく施策

中期的施策の検討に当たっては、地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定の可能性について検討を行い、設定を行う具体的な区域の検討や、調整を行う関係者・関係機関等の整理を行う。次年度以降に予定している「円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援」の対象区域とすることを想定し、市から提示

する候補区域（５か所）のほか、調査結果に基づき実現可能性が高い区域（３か所程度）について提案を行う。併せて、実現可能性が低い場合は、その理由を明確にする。

《市から提示する候補区域》

- ・加茂、阿波地域（津山市加茂町、津山市阿波地内）
- ・草加部工業団地（津山市草加部地内）
- ・津山中核工業団地（津山市金井地内）
- ・津山産業・流通センター（津山市戸島地内）
- ・久米産業団地（津山市くめ地内）

6 成果物・納期・納品場所

（１）成果物

- ①本業務の調査結果報告書：２部
- ②本業務の調査結果報告書の電子データ（CD-R）
- ③本業務の調査関連データ一式（CD-R）
- ④設定した目標の進捗確認に必要なツール及び算定マニュアル
- ⑤その他市担当者が指定するもの

（２）納期

令和５年１月３１日（火）まで

（３）納品場所

岡山県津山市山北５２０番地（市役所本庁舎５階）
津山市環境福祉部環境生活課低炭素都市推進係

7 その他、業務遂行上の留意点

- （１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし、予算の範囲内において、目的達成のためより効率的、効果的な本仕様書以外の考えがあれば提案すること。
- （２）受託者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。
- （３）受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- （４）受託者は、業務の実施にあたって、逐次、環境生活課と打ち合わせを行い、協議録を作成の上、情報共有を行うこと。
- （５）受託者は、本委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委託者と協議のうえ、許可を受けること。
- （６）企画提案書等の取り扱いについて
 - ①市に提出された企画提案書等について、業務を受託した業者またはその著作権はその内容の全部または一部を本市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
 - ②市に提出された企画提案書等の所有権は、本市に無償で移転するものとする。
- （７）成果物の著作権等について
 - ①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第２７条及び第２８条に定め

る権利を含む。)は、納品を行った時点で本市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権人格権を行使しないものとする。受託者が著作者と異なる場合には著作権人格権を著作者に行使させないものとする。

(8) 受託者は、本業務により得られた資料、情報等を本市の許可なく公表、貸与、使用、複写又は、漏洩してはならない。

(9) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による不良個所が発見された場合、すみやかに必要な訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

(10) 業務に必要な資料及びデータ等で津山市が所有している提供可能なものは貸与するが、業務完了後、すみやかに返却すること。

(11) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に実施すること。